

令和3年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 6 月 9 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第7号 令和2年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第7 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第8 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 第9 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第23号 農業委員会委員の任命について
- 第25 同意第24号 農業委員会委員の任命について

- 第26 同意第25号 農業委員会委員の任命について
- 第27 議案第77号 塵芥収集車の売買契約の締結について
- 第28 議案第78号 マイクロバスの売買契約の締結について
- 第29 議案第79号 町道路線の認定について
- 第30 議案第80号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第81号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例について
- 第32 議案第82号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第83号 四万十町おとし滞在施設条例の一部を改正する条例について
- 第34 議案第84号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第85号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第86号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算
（第1号）
- 第37 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第37まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	味元和義君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	清 藤 泰 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊 谷 敏 郎 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	池 上 康 一 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	吉 岡 範 満 君
町 民 課 長	本 山 桂 三 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事務局職員出席者

|       |           |     |           |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 事務局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記   | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2 番槇野章君及び11番岩井優之介君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

次のことにつきましては、一昨日の 6 月 7 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告いたします。

ご承知のように、現在、須崎福祉保健所管内で新型コロナウイルス感染者も増加傾向にあることも勘案して、第 2 回定例会会期は本日 6 月 9 日から 6 月16日までの 8 日間とすることに決定しました。なお、7 日午前中で締切りになった一般質問者は 7 名ですので、一般質問については、7 日目、6 月15日に 4 名、そして16日に 3 名の計 7 名となります。

以上、議会運営委員会より報告を終わります。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 6 月 9 日から 6 月16日までの 8 日間であります。

お諮りします。

令和 3 年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 3 年第 2 回定例会の会期は本日から 6 月16日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定により定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつております。事務所に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

3月26日、興津中学校閉校記念式典に議長、教育民生常任委員長が出席しました。

4月23日、教育民生常任委員会が高知市と中土佐町を訪問し、図書館と美術館について視察研修を行いました。

4月29日、興津出張所落成式典に議長、総務常任委員長が出席しました。

6月2日、協同組合高幡木材センター製材工場新築工事起工式並びに安全祈願祭に議長、産業建設常任委員長と橋本議員が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

令和3年2月18日に任期満了に伴う各常任委員会の改選が行われ、現在、新たな常任委員会体制で調査活動が行われております。2年間の任期中における各常任委員会の活動目標等について、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があつております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 皆さん、おはようございます。

今年2月に常任委員会の改選がございました。任期は令和3年2月18日から令和5年2月10日までの約2年間となります。

それでは、総務常任委員会の任期中約2年間の活動方針、活動計画と併せて、改選から現在までの委員会活動の報告をします。

委員は、村井眞菜、岩井優之介、中屋康、橋本章央、味元和義、緒方正綱の6名で、委員長は緒方、副委員長は村井となっております。約2年間の任期をとにかく充実した委員会活動にしていくことはもちろんのことではありますが、結果を出し、形として残せる委員会活動をとということで、委員一丸となって頑張ってまいります。

常任委員会に与えられた調査権、審査権を存分に活用していく所存ですが、特に所管事務の調査について、調査事項の実態や分析、問題点に対する改善策、あるいは対応策を形としてしっかりとつくり上げていくことを任期中の活動方針としました。その中で、総務常任委員会としては、重点目標を二つに絞り、精力的に調査・研究を行います。

一つは、町の財政状況、職員の仕事環境、健康管理、働き方改革にも関わってきますが、職員の時間外労働の実態を調査・分析し、誰一人、職員が月80時間・100時間超えの時間外労働とならないよう、100時間超えゼロを一つの目標指数として対応策に取り組んでまいります。

もう一点は、議会業務継続計画、いわゆる議会BCPの作成です。東日本大震災のように町域が壊滅的な被害を受けるような大規模災害が発生した場合においても、議会としての役割を適正に果たしていくこと、また、議会として、町執行部の災害対策本部が災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的に、議会としての対応の方針と議員の対応指針等について作成する必要があるであろうということで、活動計画に取り組んでまいります。計画策定の目的、対応の基本方針、適用する災害、大規模災害発生時の対応指針、また、これらに関わる要綱などについて詳細に調査・研究を重ね、四万十町議会業務継続計画の作成に取り組んでまいります。

また、これとは別に、本町の財政状況を把握しておくことも大事なことでありますので、財政班の協力を得ながら年4回程度の予算編成の勉強会を計画しております。そのほかの事務調査についても、適宜問題点を捉え、調査をしていきたいと思っております。現在のところ定期的な計画とはしておりませんが、常任委員会を重ねた段階で委員からいろんな意見が出てくるものと期待しております。

以上が2年間の活動方針、活動計画です。

続きまして、現時点での委員会の活動状況の中間報告ですが、2月は改選後の委員長及び副委員長の互選を行い、活動方針、活動内容について各委員から意見をもらいました。3月の常任委員会ではさらに意見を詰めて、4月の常任委員会で活動方針、活動計画を決定しております。また、第1回目の予算編成の勉強会を4月に行っております。

請願・陳情については、請願が1件、陳情が1件、総務常任委員会に付託されておまして、請願については選択的夫婦別姓制度の法制化を求める請願、また、陳情については四万十町議会の「見える化」を求める陳情が提出されております。提出者の趣旨を伺った上で審査を行ってきておりますが、この2件の審査結果と審査の経過については本定例会

最終日に詳しい報告を差し上げたいと思っております。

以上が総務常任委員会としての活動方針と活動計画、併せて委員会活動の中間報告です。町民の皆様に分かりやすい委員会活動に努めてまいりますとともに、行政の無駄を追求していく活動へとつなげていきたいと考えております。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、教育民生常任委員会の件について報告をさせていただきます。

今回の常任委員会のメンバーは、堀本伸一議員、田邊哲夫議員、水間淳一議員、武田秀義議員、そして私です。委員長が私と、武田議員が副委員長で進めさせていただきます。

今常任委員会の最重要のテーマは、今回、後ほど町長から行政報告の中でも触れられるようですが、やはり一番大きい課題は文化的施設への対応を最重点課題として取り組んでいきたいと考えております。

2年間という期間がございますので、その間の主な調査活動等については、主に大分類としては四つほど計画をしております。文化的施設の建設が第1ですが、二つ目として、所管する社会福祉、老人福祉、医療福祉に関する調査。そして三つ目として、学校教育、社会教育の振興に関する調査。そして四つ目としては、今年、予算が承認されております第2期環境基本計画の策定の時期になっておりますので、計画の進捗については計画の段階からしっかり所管が関わっていくことが重要だと認識しておりますので、適当な時期に協議・調査していきたいと思っております。それぞれの四つの項目について、具体的にいろいろ挙げておりますけれども、何よりも、現場に足を運んで、課題を引っ張り出して、それを協議して行政にも反映させていく、そんな活動を目標として取り組んでいきたいと思っております。

この2月に編成され、3月、4月、5月に行った活動報告をさせていただきます。

3月については、定例会の会期中での常任委員会でしたけれども、前教育民生常任委員会で継続審査となっておりました陳情第1－22号人工芝の多目的グラウンド建設を求める陳情、そして陳情第2－6号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情という、この2件について協議しました。いずれも、この時点ではまだ継続審査ということで取り扱って

おります。

それから、議案審査において、本議会より付託され議案第18号第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画についての審査を行いまして、承認すべきものという判断を提案しまして、本会議でも全員一致で承認されたところです。ただ、このときにも付議事項を幾つかつけておりまして、計画は非常に詳細にわたって整えられておりますけれども、それを実施するに当たっての人的体制に非常に大きい課題を持っておりますので、この対策をしっかりと打つべきという内容の項目を中心に、付議事項として出しております。

それから、所管事務調査については、先ほど申しあげましたテーマについて、各委員の意見をいただきまして、そのほかの関連するものについても適時、緊急性に鑑みて取り上げて対応していこうと考えております。

それから、4月23日には、文化施設の建設に関連してオーテピア高知図書館と中土佐町立美術館を常任委員会として視察研修を行いました。初めてオーテピア高知図書館に足を運んだメンバーもおったようですけれども、非常に立派な施設整備をされた驚くような建物で、充実した内容の資料、取組、正に当町が計画をしております図書館の新しい在り方といえますか、そういったことをいち早く整えた施設であるかなと感じたわけですが、このときの研修では山崎館長を中心に説明を受けました。図書館振興に取り組むことの効果、そして、課題解決先進県における図書館の役割、市町村図書館及び県立学校等への支援等について、非常に大部の資料も準備していただいて説明を受けた後、意見交換もしましたが、後で館内を詳しく、それぞれの部署ごとの案内も担当者の方にしていただきまして、百数十億円をかけて建設された県立高知図書館、これを、私たちも含めて、地方の図書館も含めてしっかりと活用していく、このことを基本に置いて、地方の公共図書館の在り方を再度、私を含む議員として、しっかり議論、熟考していくことが非常に大事なことでありと改めて認識した次第です。

それから、中土佐町の美術館については、私は初めての視察でして、正直、こんな近くに立派な、有志の方の寄附が一つのきっかけとなって創設された図書館があるということに驚くとともに、認識の甘さを反省したところです。ただ、いろんな形で、これからの美術館に求められる機能、それから運営体制について、集客のための取組等を中心に、教育次長から説明をいただきました。その中で特に気になったのは、令和2年度の入館者が3,990人おられたようですけれども、そのうちの地元の利用者は1割ということで、今後、地元の入館者を増やすことを最重点の取組としてやっていく必要があるということ

非常に切々と話されたことが印象に残っております。特に美術館というのは図書館以上に、人を集めること、人に利用してもらうことの難しさが現実な課題としてあるということ認識するとともに、当町で進んでおります建設計画についても、その辺も含めた、しっかりとした熟慮といいますか、協議を、繰り返しになりますけれども、常任委員会の第1の活動テーマの一環として取り組んでいく必要を感じたところです。

それから、5月27日に常任委員会を行いまして、文化的施設について、大元政策監より、今、町民に向けても順次いろんなところで説明をしておられるわけですが、そこで使用している資料等を中心に、さらに詳しい内容の説明をいただきました。先ほど言いました私たちの活動等を踏まえたときに、いま一度、議員としても、立ち止まって、この文化施設についてはしっかり議会としての対応も必要であるということが、この日の常任委員会の後、委員同士の意見交換の中で出てきており、特に文化施設については、議会としての意見集約の場が必要であることを確認しております。

以上です。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 産業建設の事業活動計画を報告したいと思います。

まず、産業建設常任委員会の委員を紹介します。委員長林健三、そして副委員長槇野章、委員酒井祥成、吉村アツ子、下元昇の5名で構成しております。この2年間、よろしくお願いします。

そして、所管事務ですが、農林水産課、にぎわい創出課、農業委員会、建設課、環境水道課に関する事務ということで、一生懸命2年間頑張る所存です。

産業建設のこの2年間の事業計画ですが、四点ほど課題を挙げております。一点目に、農林水産業の活性化ということで、興津の定置網の漁業振興についてを挙げております。二点目に町有林の活動についてです。そして、三点目に、商工業の振興についてで、商店街の活性化についてと、まちづくり振興についてです。そして四点目に大正・十和地域振興局の事務調査について、この四点を挙げております。

まず、興津地区の定置網の漁業振興についてを説明します。

経過は、高知県は漁業を成長産業として位置付け、未利用漁場の有効活用を目的に平成30年度に調査しました。定置網漁業ができるかどうかという視点で上ノ加江、矢井賀、そ

[illegible]

~~~~~

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和３年第２回町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。

まず、秋篠宮皇嗣同妃両殿下のご接見についてでございます。

ご接見では、志和地域で観光振興を行う隊員と、大正地域で商店街の活性化を行う隊員の活動内容をお聞きになられ、約40分の懇談の最後には、新型コロナウイルス感染症禍を念頭に「大変な状況ですが、健康に留意して活躍いただきたいと思います」とのお言葉を頂戴したところです。

続きまして、新型コロナウイルス対応についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症については、本年4月末から、第4波の要因と言われる感染力の高い変異種による感染拡大が地方を中心に続いております。高知県においても5月の連休以降、感染者が増加しており、5月27日には1日の感染者数が過去最多の38人を記録し、直近7日間の新規感染者数は187人のピークを迎えましたが、その後、減少傾向にあり、6月8日現在では124人となっております。県は依然として警戒レベルをステージ4の特別警戒としており、須崎福祉保健所管内で感染の発生が続いたことなどから、本町においても一層の感染症対策の周知を行っているところです。

このような状況の中、本町でのワクチン接種については、まず、最優先となる医療従事者に対し、高知県が調整主体となって町内3か所の指定医療機関で4月中旬から開始し、2回目の接種についても5月中旬にほぼ完了しております。

次に優先となる65歳以上の高齢者については、4月28日から町内19か所の高齢者施設等での接種を、5月8日からは町内2施設での集団接種を、5月10日からは町内7医療機関での個別接種をそれぞれ開始しまして、7月末には全ての接種希望者が接種できるよう進めているところです。高齢者の接種状況については、対象者が7,525人の予約率は5月末現在で83%となっており、1回目の接種は約2,100人が完了し、2回目の接種についても7月末までに完了の見込みであります。

なお、接種希望者のうち在宅介護等の理由により医療機関での接種が困難な方については、個別のご相談に応じて往診診療による接種等の調整を行っています。

また、基礎疾患を有する方、高齢者居宅サービス事業所や障がい者施設の従事者、マスクを着用できない幼児と接する保育士等については、7月からの接種開始に向けて調整をしているところです。

最後に64歳以下の一般の方については、現時点で8月以降のワクチン確保のめどが立っていない状況のため不確定な部分もありますが、7月には接種券を発送して予約を受け付け、8月から接種を開始する想定で調整しています。

続きまして、令和2年度四万十町一般会計決算見込みについてご報告申し上げます。

令和2年度の一般会計決算見込額は、歳入総額208億円、歳出総額202億5,112万円で、歳入歳出差引額は5億4,888万円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源1億5,370万円を差し引いた実質収支額は3億9,518万円となっております。

歳出の前年度比較では、特別定額給付金事業や町内事業者等への支援といった新型コロナウイルス感染症対応関連事業で22億7,000万円余りの増となったほか、町道新設改良事

業や興津排水機場長寿命化事業の増といった普通建設事業費が増加したことなどから、令和元年度の決算額と比較して34億1,504万円、20.3%の増加となっております。

歳入では、国の新型コロナウイルス感染症対策などにより国庫支出金が大幅な増となったほか、普通交付税が増となるなど、33億5,179万円、19.2%の増加となっております。

また、ふるさと納税制度について、歳入ではふるさと支援寄附金が前年度より5億854万円増の14億6,695万円となり、歳出では返礼品等の事業費が2億7,840万円の増となっております。

町の預金に当たる積立基金残高は、ふるさと支援基金で9億9,170万円、その他で2億9,320万円、合わせて12億8,490万円を取り崩す一方、今後の各種事業等に必要な財源として、ふるさと支援基金で14億7,618万円、その他で5億2,700万円、合わせて20億318万円余りを積み立てた結果、前年度の決算剰余金処分による積立てと合わせて9億5,828万円余り増加しております。

また、町の借金に当たる町債残高は、繰上償還を実施する一方、普通建設事業費の増加に伴い借入額が増加したことにより、前年度末から1,016万円余り増加となっております。

続きまして、文化的施設整備事業の状況についてご報告いたします。

文化的施設整備事業については、これまで生涯学習施設を所管する教育委員会の生涯学習課が主体となって進めてまいりましたが、施設の大きな目的であるまちづくりやまちなか再生といった視点での取組を実現するとともに、役場内や関係機関との連携をさらに深めるため、本年4月から企画課内に文化的施設整備推進室を設置し、推進体制をより一層強化したところです。

本事業の現状について、まず、ハード面の施設整備では、平成30年度から令和元年度に策定した基本構想と基本計画を基に、プロポーザル方式で基本設計の委託先を選定し、本年3月末に基本設計が完了しております。建物は、メイン棟、アプローチ棟、線路棟と呼ばれる三つの棟で構成され、延床面積は2,028㎡となります。このうち、図書のメインスペースやアートギャラリーといった主要な機能が入るメイン棟については、収蔵物の保管や災害時に貴重な資料を保護する観点等から、主に鉄筋コンクリート及び鉄骨造となります。また、その他2棟については、町産材利用促進の観点から木造としており、施設全体でも最大限の木質化を図ることとしております。

事業費については、平成29年度から令和5年度までの7年間で、計画策定や事務費等を

含めて15億6,400万円余りを見込んでおり、その財源については合併特例債の活用を見込んでおります。なお、この事業費には今後の測量設計等により算出される補強工事費や周辺整備・景観工事費等が含まれていないため、周辺環境等の一体的な整備と財政負担の圧縮に向けて、引き続き精査しながら検討していく必要があります。

次に、ソフト面では、新型コロナウイルス感染症禍の影響で昨年度は実施が不十分であった町民の皆様へのご説明や対話に重点を置き、これまでの振り返りや施設の位置付け、基本設計の概要や事業費と財源、今後の作業手順等について、区長会や各種団体等に出向いてご説明させていただいているところでして、今後は、サービス計画の概要についてお知らせしていく予定です。

また、本事業に対する動きとして、四万十町文化的施設建設反対運動実行委員会から、町民の署名が添えられた文化的施設建設反対の嘆願書をいただいております。その主な内容については、将来的な人口や高齢化等の見通しを踏まえた建設費や、維持管理費等の規模と建設の必要性並びに建設予定地等に関し、建設計画の中止若しくは見直しを求めるものでありまして、私としましてもその内容を真摯に受け止めているところです。しかし、これまでも一貫してご説明申し上げてまいりましたとおり、改めて、文化的施設が未来に向けてのまちづくりの拠点として四万十町にとって必要不可欠な施設と考えておりまして、代表者の方には直接面会をさせていただいて、文書による回答と併せてご説明申し上げたところです。

なお、これまでに策定した基本構想や基本計画、基本設計等を踏まえ、今後整備を進めていくに当たって町民の皆様のご意見を伺うため、6月14日から7月末にかけて意見公募手続を行う予定です。

また、同じくソフト面の取組として、昨年度から2か年計画で作業を進めておりますサービス計画については、基本構想や基本計画でお示しした文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と具体的な実行計画をお示しするものでして、図書館機能、美術館機能、展示機能、コミュニティ機能の四つの機能を活用し、何ができ、どのようなことが実現するのか、町民の皆様が具体的にイメージできるようお示ししたいと考えております。

現在は、昨年度にまとめた骨子案を基に計画素案を作成中であり、今回実施する意見公募手続に関する説明資料においても一定お示ししておりますが、12月末には最終案を決定して、改めて意見公募手続を行う予定です。

このような手続を経まして、本年9月定例会には、建設に係る実施設計及び用地関連の

予算を計上させていただく予定で進めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、四万十町森林組合の不適切事務処理についてご報告します。

本年5月11日の高知新聞の報道等にもありましたが、四万十町森林組合が高知県及び本町の補助事業を活用して実施した森林作業道整備事業において不適切な事務処理が判明したため、補助金の返還を求める事案が発生しました。

この補助事業については、平成30年度と令和元年度に、同組合が森林所有者からの依頼を受けて町内6か所の作業道を整備したのですが、当該補助金の交付後、組合と下請業者との間で交わされた覚書に基づく経費について疑義が生じ、昨年11月から県による調査が行われた結果、一部に補助事業費として認められる根拠を証明する書類がなかったことから、適正な補助金額を再算定して差額の返還を求めたものです。

県の補助金は4月23日までに返還されておりますが、町の補助金は、その額の算定手続上、県の返還決定後に町の返還額が確定するため、5月7日に補助金額を再算定して交付決定の一部を取り消し、同日付で返還命令を行っております。この返還額に四万十町補助金等交付規則に基づく年10%の加算金を加えた総額664万2,286円については、5月21日までに本町の公金口座への入金を確認しています。

また、県が4月に実施した緊急実態調査では、ほかに同様の事案がないとの結論が出されましたが、様々な補助事業等で同組合との関係がある本町としては、今回の事案を重く受け止め、6月2日付の文書で同組合に対し、再発防止を柱とする嚴重注意を行うとともに、組織として法令遵守の強化策など組合側の自主的な対応についても確認し、これらを踏まえた業務改善計画について、6月末を期限として提出を求めたところです。

今後も引き続き、適切な補助事業の実施について、なお一層の助言と指導を行ってまいります。

以上、行政報告とします。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第7号を報告後、日程第6、諮問第1号及び日程第7、諮問第2号をそれぞれ答申後、日程第8、同意第7号から日程第26、同意第25号までの19議案、日程第27、議案第77号及び日程第28、議案第78号の2議案を上程説明、審議、採決を行います。日程第29、議案第79号から日程第36、議案第86号ま

での８議案につきましては、提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。最後に、日程第37、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第５、報告第７号令和２年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第７号令和２年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告は、令和２年度予算において繰越明許費のご承認をいただきました各事業について、令和３年度へ繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越額並びに財源内訳等についてご報告するものです。

主な事業としては、令和２年度国の補正予算関連事業を始め、新型コロナウイルス対応関連事業や町道改良事業、音声告知放送システム再構築事業、災害復旧事業など、計41件、総額18億3,873万1,000円の繰越額となります。

目的別では、２款総務費で２億4,462万5,000円、３款民生費で2,481万2,000円、４款衛生費で703万1,000円、６款農林水産業費で２億8,338万9,000円、７款商工費で2,048万6,000円、８款土木費で５億809万2,000円、９款消防費で５億774万4,000円、10款教育費で1,039万1,000円、11款災害復旧費で２億3,216万1,000円となります。

また、総額18億3,873万1,000円のうち、令和２年度国の補正予算に伴う繰越事業は10件で、合わせて３億1,483万円となり、また、国の補正予算関連分と重複がございますが、新型コロナウイルス対応関連事業は、新型コロナワクチン接種事業や、避難所等の感染防止対策用資機材購入事業など９件で、合わせて１億4,799万6,000円となります。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりです。

以上、令和２年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第６、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を

求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員宮崎由美子氏が辞任されることに伴う後任の候補者として、吉村和子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

吉村氏は、昭和62年から令和3年3月末に退職されるまでの33年間、公立学校で教職に携わり、在職中は教科指導を始め学校教育全体の中で人権問題を取り上げ、継続的に実践してこられました。これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員芝瑞穂氏の任期が本年9月末をもって満了することに伴う後任の候補者として、山中弘子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り議会の意見を求めるものです。

山中氏は、昭和60年から3年間、十和児童館の児童厚生員として地域の子ども会活動に、平成元年から平成27年までの27年間を自治体職員として保育及び行政事務に携わり、人権教育に深く関わってこられました。これまでの活動経験から、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

暫時休憩します。ただいまより10時45分まで休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、同意第7号農業委員会委員の任命について、日程第9、同意第8号農業委員会委員の任命について、日程第10、同意第9号農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第10号農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第11号農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第12号農業委員会委員の任命について、日程第14、同意第13号農業委員会委員の任命について、日程第15、同意第14号農業委員会委員の任命について、日程第16、同意第15号農業委員会委員の任命について、日程第17、同意第16号農業委員会委員の任命について、日程第18、同意第17号農業委員会委員の任命について、日程第19、同意第18号農業委員会委員の任命について、日程第20、同意第19号農業委員会委員の任命について、日程第21、同意第20号農業委員会委員の任命について、日程第22、同意第21号農業委員会委員の任命について、日程第23、同意第22号農業委員会委員の任命について、

て、日程第24、同意第23号農業委員会委員の任命について、日程第25、同意第24号農業委員会委員の任命について、日程第26、同意第25号農業委員会委員の任命について、以上、同意第7号から同意第25号までの19議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第7号から同意第25号までの農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町農業委員会委員の任期が令和3年8月末をもって満了することに伴いまして、新たな委員19名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

まず、同意第7号で農業委員会委員として任命する武内道則氏は、現農業委員であり、地域の農地保全、有効活用に努め、中山間農業の振興に積極的に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第8号、土居稔氏は、地域で、地域の数少ない担い手として農業を行うほか、自治会役員として地域活動にも貢献されております。

次に、同意第9号の浜田大彰氏は、現農業委員であり、株式会社サンビレッジ四万十の若手職員として農業に従事され、一般社団法人四万十農産の理事でもあります。農業知識も多く、地域行事のリーダーとしても活躍されております。

次に、同意第10号の掛水誠幸氏は、現農業委員であり、JA高知県四万十支所のサトイモ部会長兼営農アドバイザーとして新規栽培者の指導に当たっておられる、エコファーマーの認定も受けた認定農業者です。

次に、同意第11号の梶原美智氏は、現四万十町農地利用最適化推進委員であり、女性委員として積極的に活動され、地域の様々な役員も務めるなど、地元に貢献しておられます。

次に、同意第12号の下元弘章氏は、現農業委員で、行政書士の資格を有しており、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立の立場となる委員です。

次に、同意第13号の小野重明氏は、現農業委員であり、長年農業に従事され、ハウスミョウガを中心とした農業経営に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第14号の竹内純氏は、現農業委員であり、長年農業に従事され、地域の農地にも詳しいことから、農家の相談等を受けて遊休農地の解消にも取り組んでおられます。

次に、同意第15号の山本道雄氏は、現農業委員であり、農事組合法人の役員としても農業に取り組まれ、本町の農地、農業に精通している認定農業者です。

次に、同意第16号の竹村加壽子氏は、自営業を営んでおり、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立の立場となる委員です。農業に深い興味があり、農家の友人も多く、女性委員としての活躍が期待されます。

次に、同意第17号の下元誠一郎氏は、現農業委員であり、中山間農業の豊富な経験を有する地域農業の担い手として、環境保全型農業に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第18号の宮脇眞弓氏は、現農業委員であり、長年農業に携わり、高知県農村女性リーダーにも認定されております。営農経営に関する知識も高く、様々な団体のリーダーとしても活躍されております。

次に、同意第19号の濱田誠氏は、現農業委員であり、ニラのハウス栽培に取り組みながら、地域の若手リーダーとして地域の課題解決に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第20号の太田祥一氏は、現農業委員で、会長職務代理を務めております。長年農業に従事し、水耕セリの栽培に取り組む認定農業者です。

次に、同意第21号の宮崎恵美子氏は、現農業委員であり、女性委員として幅広く活躍されております。長年酪農業に従事し、地域の農業に貢献されております。

次に、同意第22号の吉良榮氏は、現農業委員であり、水稻やシイタケを中心とした複合経営を行いながら、有害鳥獣被害対策にも積極的に取り組んでおり、地域の担い手として期待されております。

次に、同意第23号の東出一茂氏は、現四万十町農地利用最適化推進委員であり、ハウスミョウガを主とした農業経営に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第24号の中原英昭氏は、現農業委員であり、新規農業者へのサポートも行いながら、スプレー菊の栽培に取り組んでおられる認定農業者です。

次に、同意第25号の廣井栄治氏は、現農業委員であり、長年農業に従事し、地域の様々な団体の代表も務めながら、地域の農地を守っておられる認定農業者です。

以上19名のいずれの方々についても、農業に関する識見をお持ちであり、地域住民の人望も厚く、職務を適正に行うことができる農業委員会委員として最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、一点だけお伺いしてみたいと思います。今回の農業委員の同意案件についてはこれで2回目になるかなと認識しておりますが、ただ、以前は、有権者である農業委員立候補者は選挙によって選ばれていたという中で、今回2回目の町長からの同意案件です。農業委員会等に関する法律が資料の14ページにあるわけですが、選挙のときは、立候補できる条件があつて、年間何十日以上従事している者という条項があつたわけですが、前回からは、いわゆる委員という者は農業に関する識見を持った、農業に従事している者と、そうでない者があるわけです。

ただ、分からないのは、ここに書かれていますように、法律の中に「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」というのは、なぜ、利害関係を持たない者をどうしても置かなきゃならんのか。どういう根拠の下で利害関係を有しない者を置かにゃならんのか、ちょっと分かりませんので、もし分かておれば。法律も変わって、今までは利害関係を有しない者が入っていなかったもので、どうもおかしいぞと。中には複数人を利害関係者でない者を置かにゃならんという、何らかの理由があつて法律というのはできた経緯があると思います。意地悪な質問をするかもしれませんが、そこら辺、疑問に思うわけですね。失礼ですけど、全然、農業に識見を持っていない方でもなれるということですよね。利害関係を有していなければ、町民であれば、ある面では誰でもなれるとなつてきますので、なぜ利害関係を有しない者を入れなければならないのか、そこがずっと疑問ですので、答えてほしいと思います。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議員からは、今回、中立委員の選任が義務規定になっておりますけども、なぜなのかというご質問です。

その前に、確かに5年前から農業委員会法が改正されまして、それまでの公選制から、町長の任命という形に変わっております。14ページのお手元の議案説明資料の中には、農業委員の選任に当たっては、第8条において、認定農業者、若しくは認定農業者である法人の役職員、執行役員が入らなければならない、こちらが過半数を必ず占めなければならないとなっております。本町の場合は、認定農業者10名と法人の執行役員が1名で11名となります。

第8条の第6項、ここが今回の質問の内容となりますけれども、恐らく5年前の改正においては、やはりこれからいろいろな課題がある農業を振興していくためには、農業に関わる専門の方だけではなくて幅広い人材を登用して、地域農業を守り、発展させ、そしてそれぞれの自治体に提言をしていく、そういった視点で、前回の法改正においてこうした中立委員が新たに設けられたと理解しています。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、副町長から答弁いただきました。

言わんとすることは分かるんですが、いや、私が聞いたのは、殊さら、利害関係を持った人はいけませんよという形ですね、ここに書かれているのは。今まで農業委員会の中で利害関係があったがゆえに、何らかの弊害があったとしか取りようがないのですよ。今、副町長の言うのはそのとおりですよ。しかし、それやったら利害関係は関係ないわけですよ。だけど、利害関係を持ってない人を、どうしても複数人を置かなきゃならんという理由は、何かあったのではないかなとしか疑いようがないのですよ。なのに、副町長は利害関係は関係なく、いろんな意味で中立性の人が意見を述べることは大事ですと。しかし、中立性だけじゃのうて利害関係があっちゃいかんということですので、そこら辺をどう捉えたらいいのか。決して人物がどうこうじゃありませんよ。なぜ利害関係を持たない人を複数人入れないかんのかというのが単純に疑問なだけです。何ら意味があるのやないかなと、殊さら書き加えたのは。私の単純な疑問です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えします。

先ほど、副町長から答弁もございましたけれども、公選制と任命制というのも、利害関係等もあってということで、四万十町の中でそういった事例があるかと言われれば、そういったことではないと思いますけれども、全国的な法改正の中でそのことが今回改正されたという理由であると認識しております。

一点お答えしますと、ちょっと視点が変わりますけれども、中立委員の必要性で申しますと、法改正前は、農業委員会としての必須の事務として、農地法等によるその権限に属された事項で、転用だとかになりますけれども、それに加えて、もともと任意事務でありました担い手への農地集積ですとか集約化ですとか、遊休農地、耕作放棄地の発生を防止する、それから解消するということがございます。これは農業関係者、農家だけではなく考えられないところもございますし、別の視点を入れるという意味で、利害関係と言

うと少し大きな話になりますけれども、そうした中立的な視点を入れるために、この法改正に伴って、これも義務的に、中立的な方にも入っていただきたいということだと私は理解しております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより同意第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第7号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この評決は起立により行います。

四万十町小野、武内道則君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、武内道則君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第8号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町里川、土居稔君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、土居稔君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第9号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町影野、浜田大彰君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、浜田大彰君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第10号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町宮内、掛水誠幸君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、掛水誠幸君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第11号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正大奈路、梶原美智君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、梶原美智君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第12号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町榊山町、下元弘章君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、下元弘章君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第13号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町南川口、小野重明君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、小野重明君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第14号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正、竹内純君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、竹内純君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第15号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町平野、山本道雄君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、山本道雄君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第16号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町昭和、竹村加壽子君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、竹村加壽子君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第17号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町市生原、下元誠一郎君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、下元誠一郎君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第18号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町上宮、宮脇眞弓君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、宮脇眞弓君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第19号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町中村、濱田誠君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、濱田誠君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第20号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町藤ノ川、太田祥一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、太田祥一君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第21号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町六反地、宮崎恵美子君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、宮崎恵美子君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第22号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町古城、吉良榮君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、吉良榮君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第23号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町興津、東出一茂君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、東出一茂君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第24号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正北ノ川、中原英昭君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、中原英昭君の選任について同意することは可決されました。

これより同意第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第25号農業委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町中神ノ川、廣井栄治君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、廣井栄治君の選任について同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第77号塵芥収集車の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号塵芥収集車の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年10月に購入し、一般廃棄物の収集運搬業務に使用してきた塵芥処理収集車について、ハイブリッド機能の故障による馬力の低下により業務に支障を来し、また、老朽化により多額の修繕費用を要しているため、更新することとしております。

車両の更新に際して、5月13日に指名競争入札に付しました結果、応札3者、辞退1者となり、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社高知支店が543万円をもって落札しまし

た。この落札価格に消費税及び地方消費税54万3,000円を加えた597万3,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号塵芥収集車の売買契約の締結についてを採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第78号マイクロバスの売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第78号マイクロバスの売買契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

十和地域振興局で使用しております1台のマイクロバスについては、平成8年5月の初度登録から25年が経過し、走行距離も約40万kmとなっているため、更新することとしております。

車両の更新に際して、5月20日に指名競争入札に付しました結果、応札3者、辞退2者となり、有限会社十和建設が658万5,200円をもって落札しました。この落札価格に消費税及び地方消費税65万8,520円を加えた724万3,720円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけお伺いしたいのは、今回、塵芥処理についてはそれぞれ自動車メーカーが入札しておりますけど、今回、建設業者の中の処理部門の方だと思うわけですが、それはよしとしても、どこのメーカーとかは一切書いていないですね。さっきの前段の議案はいすゞですので、多分いすゞのメーカーかなというのは分かるわけですが、今回、十和建設はどこの車を町として落札したのか、せめて、この説明資料の中でメーカーぐらいい書いておけば、質問することはありませんが、どこのメーカーのマイクロバスを購入したかだけですが、その点。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

すみません、抜かっておりまして。車両については日野の車両になります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号マイクロバスの売買契約の締結についてを採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第29、議案第79号町道路線の認定についてを議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第79号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は道路法第8条第2項の規定に基づき町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

この金上野ヤケソ線については、町道金上野見付線から分岐した路線でして、住家が4戸あり、生活道として利用されておりますので、町道に認定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第30、議案第80号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第80号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

令和3年5月19日に公布されました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備

に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、この改正法の本則に係る規定について令和3年9月1日に施行されることとなりましたので、これら議案の条例改正が必要となったものです。

議案第80号については、法改正により、個人番号カードの発行が地方公共団体情報システム機構の業務として定められ、同機構は総務大臣の許可を得て手数料の額を定め、その徴収事務を住所地市町村長に委託できることが規定されたものでして、現在市町村で徴収しております個人番号カードの再発行手数料については、令和3年9月1日以後、同機構からの委託による徴収に位置付けが変わるため、条例の別表から個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第31、議案第81号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第81号について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の関係は法改正によるものでして、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする番号法第19条第4号が追加されたことに伴いまして、改正前の同号以降の号を引用する規定の改正が必要となったものです。

また、四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、平成28年1月からのマイナンバー制度の本格運用に向けて、本町の独自利用事務の範囲等を定めるため、当時において利用が想定される事務を選定し制定したのですが、その事務のうち四万十町ふるさと住宅条例による住宅の管理に関する事務については、同条例制定後

に行われました個人情報保護委員会の審査の過程で、四万十町ふるさと住宅条例は、低額所得者を対象としたものではなく、また、地方税関係の利用が明示的に確認できる規定がないことから、公営住宅法に基づく事務に準ずるものとは認められないと判断されたため、独自利用は行っておりません。

これらの理由によりまして、条例中の法律の引用条項を改めるとともに、四万十町ふるさと住宅条例による住宅の管理に関する事務の規定を削除するものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第32、議案第82号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第82号四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、町の集会施設である四万十町川奥集会所、四万十町小野川集会所及び四万十町志和地区生活改善センターについて、四万十町集会所等条例から削除するものです。

平成6年度に林業構造改善事業補助金を活用して設置した四万十町川奥集会所及び四万十町小野川集会所については、法定耐用年数が経過したことにより補助金上の財産処分制限を受けなくなったことなどから、川奥地区及び小野川地区の住民と協議を行いまして、それぞれの地区に譲渡することとしております。また、四万十町志和地区生活改善センターについては、平成27年度に設置した四万十町志和コミュニティセンターにその機能が移管されましたので、今回、これら3施設を条例から削除するものでして、改正の内容としては、条例別表の規定から、これら3施設に関する規定を削除するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第33、議案第83号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第83号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、本町へのさらなる移住を促進するため、本年度に大正地区及び小野地区に整備する2施設について、四万十町お試し滞在施設条例に追加するものです。

主な改正内容としては、これら二つの施設を大正お試し滞在住宅及び小野お試し滞在住宅として追加するとともに、使用料を月額2万円と定め、使用期間については長期利用のニーズに対応するため最大6か月と定めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第84号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る

指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第84号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

本年7月1日に開所します家地川地域活性化拠点施設については、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与することを目的に設置した施設として、その管理については、同日から令和6年3月31日までの間、簡易宿泊施設の運営に係る業務を除き、指定管理者による管理を行うこととしております。

指定管理者の選定に当たりましては、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定による総合的な判断を行うため、5月26日に開催した四万十町指定管理者選定委員会で協議した結果、同条第1項の規定により、指定管理者の候補者を公募によらず四万十オルモ組合を選定したものです。

同組合は、家地川小学校の閉校を機に地域住民によって組織された団体として、これまで、校舎活用に関する検討会やワークショップを重ねるとともに、地域イベントの開催や学生との交流事業なども実施しており、野地・家地川地域の活性化に向けて精力的に取り組んでいることから、本施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断したものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第35、議案第85号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第

1号)を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第85号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症への対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組んでまいります各種事業や、歳入における地方債の予算計上といった財源組替えを行うなど、重要かつ緊急性の高い事業などに伴う予算措置となっております。

それでは、歳出予算の内容について、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費ですが、財産管理費では、町内外から不特定多数の方が来庁する町の施設において、感染拡大防止を図るため非接触での体温測定と手指消毒を行うための備品購入費198万5,000円を計上したほか、文化的施設整備事業費では、サービス計画の策定に当たり、元文化的施設検討委員の方々にご意見を伺うための謝金として31万5,000円を計上しております。

続いて、3款民生費ですが、老人福祉費では、特別養護老人ホーム四万十荘において、感染症対策のため面会室の整備を行う費用として繰出金60万円を計上したほか、児童福祉総務費では、国が行います低所得の子育て世帯への対象児童1人につき、5万円を給付する特別給付金とその事務費など合わせて1,610万円を計上しております。

続いて、4款衛生費ですが、予防費では、新型コロナワクチン接種事業において、ご協力をいただく医療関係者が接種会場を離れることができないことから、昼食を支給するための費用を計上し、予算の組替えを行っております。

続いて、7款商工費ですが、商工総務費では、商工業者の店舗等における感染拡大防止のため、感染症対策物品購入補助金1,000万円を計上しております。

続いて、8款土木費ですが、道路新設改良費では、当初予算で計上した高速道路周辺整備事業において、国に提出しておりました事業計画の承認があったことから、緊急自然災害防止対策事業債を財源とする財源組替えを行っております。

続いて、9款消防費ですが、防災費では、当初予算で計上した防災備蓄倉庫整備事業において、国の交付額の内示により財源組替えを行っております。

最後に、10款教育費ですが、事務局費では、町内の小中学校が行う修学旅行において、

新型コロナウイルス感染症の状況により急遽中止とする場合に発生するキャンセル料について、保護者負担の軽減を図るための補助金100万円を計上しております。

以上、歳出についてのご説明ですが、これを賄う歳入としては、第1表、歳入に記載のとおりとなっております。

なお、町債については、県からの同意前に予算計上する必要があり、同意が8月となる見込みのため、今回の計上を行い、併せて県支出金の農林水産施設災害復旧費施越分についても計上しております。

以上の結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,000万円の追加計上となり、累計予算額は、歳入歳出それぞれ197億3,200万円となっております。

続いて、地方債の補正ですが、第2表に記載のとおり、災害復旧事業債等について、限度額の変更を行うものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第36、議案第86号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第86号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正内容ですが、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、使用していない宿直室を面会室に改修し空調設備を整備するため、工事請負費で60万円を追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

を活用し、一般会計繰入金を60万円増額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ60万円の追加補正となり、累計予算総額は2億7,710万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第37、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時41分 散会